

廃棄物部会の活動概要

1 令和7年度の部会開催状況

月 日	議 事 等
令和7年 7月28日	○ 第五次滋賀県廃棄物処理計画および滋賀県食品ロス削減推進計画の進捗状況について（報告） ○ 第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の基本的な方向等について（審議）
11月25日	○ 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案と目標について ○ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案と目標について
令和8年 3月26日	○ 第六次滋賀県廃棄物処理計画（本編）の素案修正版について（審議） ○ 第二次滋賀県食品ロス削減推進計画（別冊）の素案修正版について（審議） ○ 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について（報告）

2 令和8年度の部会審議予定

(1) 令和8年9月頃

- 第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の答申案について（審議）

(2) 令和9年3月頃

- 旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について（報告）
- 第六次滋賀県廃棄物処理計画および第二次滋賀県食品ロス削減推進計画の策定について（報告）

第六次滋賀県廃棄物処理計画・第二次滋賀県食品ロス削減推進計画について

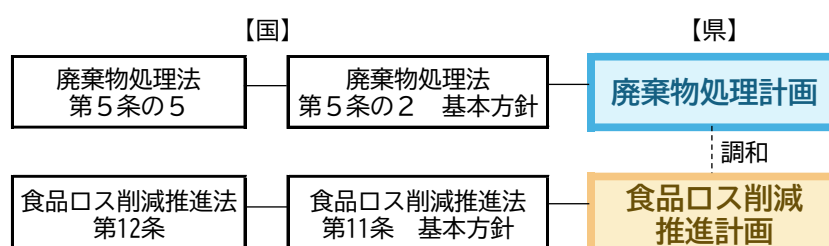
1 計画の位置づけ

(1) 廃棄物処理計画

廃棄物の減量その他その適正な処理に関する計画（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の5）

(2) 食品ロス削減推進計画

食品ロスの削減の推進に関する計画（食品ロスの削減の推進に関する法律第12条）



2 計画期間

令和9年度（2027年度）～令和12年度（2030年度）

3 計画の主なポイント

(1) 廃棄物処理計画

ア サークュラーエコノミーの推進

- 資源制約が顕在化しているほか、環境負荷の低減が必要となっている。
- サークュラーエコノミー（循環経済）※への移行を国家戦略として推進している。
- サークュラーエコノミーの考え方を廃棄物行政の中に段階的に組み込んでいく必要がある。

※ サークュラーエコノミー：資源・製品の価値の最大化を図り、資源投入量・消費量を抑えつつ、廃棄物の発生を最小化につなげる経済活動全体の在り方。

⇒ 計画にサーキュラーエコノミーの概念を反映。

地域の廃棄物を資源として市場へつなぎ、循環させる経済モデルの構築や、事業者による再資源化の高度化の支援などに取り組む。

イ 廃棄物の適正処理の徹底

- 県民の安全・安心な生活を支えるためには、廃棄物の適正処理の徹底や持続可能な処理体制の確保が必要である。
- ⇒ リチウムイオン蓄電池の火災防止・適正処理の促進や、不法投棄等対策における遠隔監視のリアルタイム化・ドローンの活用による監視の高度化などに取り組む。

ウ 災害廃棄物の円滑な処理体制の構築

- 能登半島地震で明らかとなった課題等を踏まえて、災害廃棄物処理の実効性確保に向けた更なる取組を進める必要がある。
- ⇒ 災害廃棄物仮置場の設置・運営訓練や滋賀県災害廃棄物処理計画の見直しなどに取り組む。

(2) 食品ロス削減推進計画

食品ロス削減に関する実践行動促進の取組を継続しつつ、新たな取組（食べ残し持ち帰り促進等）を取り入れる。

4 策定スケジュール

令和7年度	5月	環境審議会	諮問
	7月・11月・3月	環境審議会	基本的方向・計画（素案）
令和8年度	8月	県議会（常任委員会）	計画（素案）
	9月	環境審議会	答申案 → 答申
	12月	県議会（常任委員会）	計画（原案）
	12月～1月	県民政策コメントの実施	
	3月	県議会（常任委員会）	県民政策コメントの結果・計画（案）
	//	計画策定・公表	

旧RD最終処分場における産廃特措法事業完了後の取組について



平成28年5月(工事中)



令和7年10月

1 事案の概要

旧アール・ディエンジニアリング社(平成26年に破産・消滅。以下「RD社」という。)が栗東市小野地先に設置した産業廃棄物の安定型最終処分場(以下「旧処分場」という。)において、許可された品目や容量に違反して廃棄物を埋め立てる不適正処分を行い、高濃度の硫化水素の発生、地下水の汚染等、周辺住民の生活環境保全上の支障およびそのおそれ(以下「支障等」という。)が発生した。

県は同社に支障等の除去を命じたが、同社は命令を履行しなかったため、平成24年に産廃特措法(※1)に基づく特定支障除去等事業実施計画(以下「実施計画」という。計画期間：平成24年度～令和4年度)を策定し、廃棄物処理法(※2)に基づく行政代執行として支障等の除去事業を実施した。

実施した工事とモニタリングにより、事業は計画どおり令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し完了したが、地元自治会との協定等に基づき、引き続き周辺地域の安全・安心を確保するため、地下水水質等のモニタリングや浸透水の揚水処理、構造物の維持管理等を実施していく必要がある。

※1 産廃特措法：特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法。令和4年度末までの時限立法。

※2 廃棄物処理法：廃棄物の処理及び清掃に関する法律

【経緯】

昭和54年12月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業を許可
平成10年5月	旧処分場における産業廃棄物の最終処分業の廃止
平成11年10月	旧処分場内(排水管)で硫化水素(50ppm)を検出
平成12年7月	旧処分場内(地下2mの地点)で硫化水素(22,000ppm)を検出
平成18年2月	支障等の除去に係る措置命令を発出
平成18年6月	RD社の破産手続開始(平成26年3月に法人格消滅)
平成22年1月	緊急対策に着手(平成22年8月に完了)
平成24年6月	産廃特措法に基づき、環境大臣の同意を得て実施計画を策定
平成24年8月	一次対策に着手(平成25年3月に完了)
平成24年10月	地元自治会と二次対策工事に係る協定を締結
平成25年5月	第1回連絡協議会(※)を開催(令和8年2月までに56回開催)
平成25年12月	二次対策に着手(令和3年2月に工事完了)
令和5年3月	実施計画に定める目標の達成、産廃特措法事業完了 県議会、県環境審議会に報告

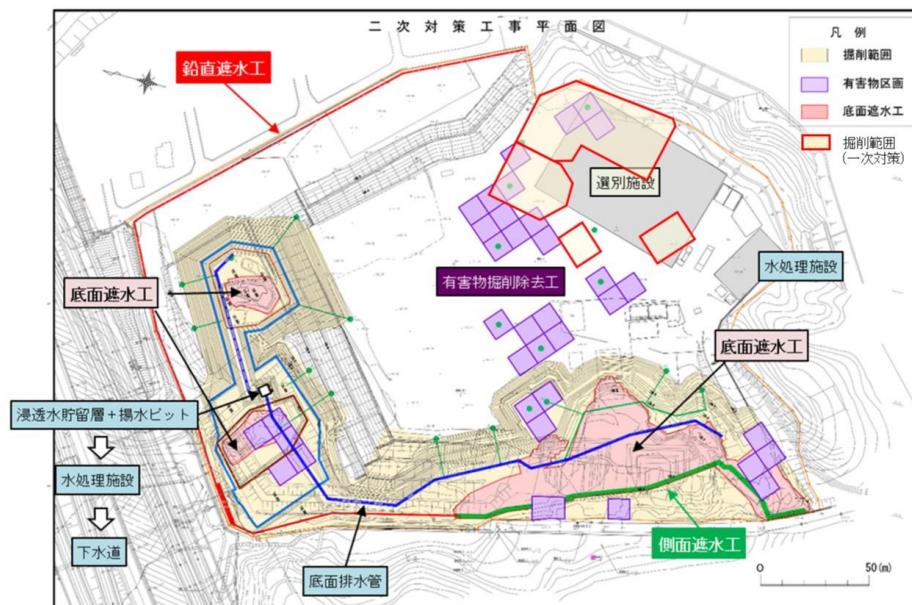
※ 連絡協議会：旧RD最終処分場問題連絡協議会(周辺6自治会、県、栗東市で構成。年4回程度開催)

2 産廃特措法事業の完了について

産廃特措法事業（一次対策および二次対策）については、実施計画に基づく支障等の除去工事を令和3年2月に終了し、その後2年間のモニタリングを経て、令和4年度末に生活環境保全上の目標を達成し計画どおり完了した。

(1) 事業概要

- ア 有害物等（原因廃棄物等）の掘削除去および搬出处分
- イ 周辺地下水の汚染防止（廃棄物土層と地下水帯水層が接している箇所の遮水工事）
- ウ 廃棄物の飛散流出防止（法面整形および覆土）
- エ 浸透水の揚水・浄化、モニタリング



(2) 事業費用

本事案に係る一連の対策事業費は、平成21年度から平成22年度に県単独で実施した緊急対策事業（老朽化した焼却炉の撤去等）を含め約85億円であり、うち産廃特措法事業の費用は、約78.7億円（9割の起債が認められ、その元利償還金の5割を特別交付税として措置）である。

《産廃特措法事業に要した費用》

・ 一次対策（平成24年度）	事業費 約2.4億円
・ 二次対策（平成25～令和4年度）	事業費 約76.3億円
	総事業費 約78.7億円

3 産廃特措法事業完了後の取組

地元自治会との協定に基づき、工事完了後5年を目途に対策工事の有効性の確認を行うとともに、最終的な目標である旧処分場の遮水構造物の内部に残る廃棄物土の安定化を進めるため、モニタリングや浸透水の揚水処理等を継続するとともに、行政代執行費用の求償やアーカイブの作成、跡地利用の検討等を進める。安定化については、対策工事完了後少なくとも10年程度を要すると見込まれるが、モニタリングや維持管理については、段階的な縮小を常に検討しながら進めていく。

【取組の概要】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度～
対策工事	→						
対策工の有効性確認		→	→	→	→	→	→
安定化に向けたプロセスの評価				→	→	→	→
場内浸透水の揚水浄化	→	→	→	→	→	→	→
構造物の維持管理	→	→	→	→	→	→	→
連絡協議会、地元対応	→	→	→	→	→	→	→
跡地利用の検討・対策	→	→	→	→	→	→	→
アーカイブの作成	→	→	→	→	→	→	→
代執行費用の求償等	→	→	→	→	→	→	→
経費（※） （下段は国の財政支援対象額）	約3.90億円 （約3.85億円）	約0.74億円 （約0.53億円）	約0.89億円 （約0.56億円）	約0.80億円 （0.42億円）	約0.77億円 （0.36億円）	約0.94億円 （0.45億円）	約0.99億円 （0.45億円）
※ 令和2年度から令和6年度は決算額、令和7年度は当初予算、令和8年度以降は予算要求ベース							

【国の財政支援の概要】

令和5年度から5年間は、モニタリングおよび水処理の費用について次のとおり国から支援される見込み。

国補助金（4/12）	特別交付税（3/12）	本県負担（5/12：約41.6％）
------------	-------------	-------------------

（1）対策工事の有効性の確認に向けたモニタリング

二次対策工事の着手前（H24.10）に地元自治会と締結した協定により、工事完了後5年を目途に対策工事の有効性（産廃特措法の実施計画に定める生活環境保全上の目標を達成した状態が継続すること）を確認し、有効でないと判断されたときは必要な追加対策を検討し実施する。

《調査概要》



① 地下水調査

・頻度 年4回

・評価地点 7地点（図●印）

※ この他に、9地点（図○印）で、周辺環境への影響および対策効果を把握するため調査を実施

・主な分析項目数 24項目（ひ素、ほう素、鉛等）

② 敷地境界ガス調査

・頻度 年4回

・評価地点 4地点（図○印）

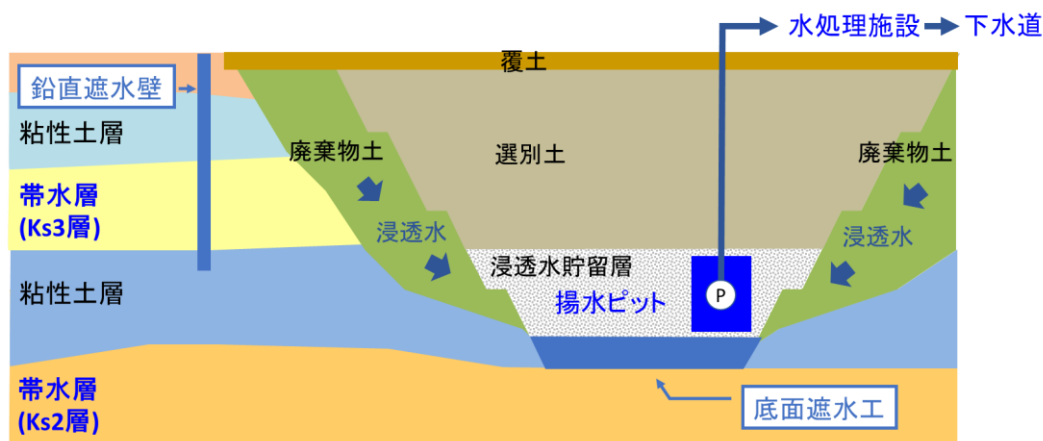
【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

7 連絡協議会は、二次対策工事完了後5年を目途に、対策工の有効性を確認するものとする。その結果、有効でないと判断されたときは、甲（滋賀県）は調査を行った上で、一次対策工事または二次対策工事において掘削しなかった部分の掘削を含めて必要な追加対策を検討し、実施する。

(2) 旧処分場の安定化とそのプロセスの確認（対策後少なくとも 10 年程度）

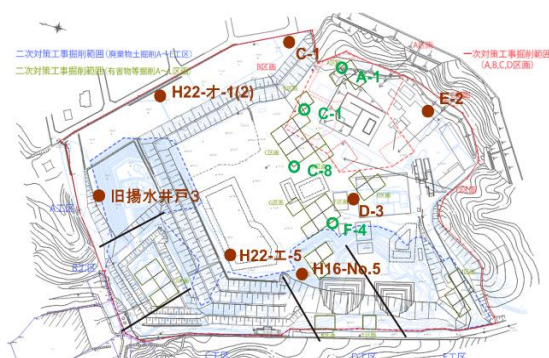
対策工事完了後も旧処分場の遮水構造物の内部に土壌環境基準以下の廃棄物土は残ることから、雨水等による洗い出しや微生物による廃棄物土に含まれる有機物の分解等を進め、旧処分場の安定化を進める。なお、安定化への取組については、廃棄物土層の反応のアウトプットである 4 つの指標（浸透水質、発生ガス、内部温度および地表面の変化）を用いて確認していく。

【対策工事で掘削箇所に取り入れた管理型最終処分場の構造と維持管理のシステム】



【旧処分場の安定化のプロセスの確認に向けた各指標の測定地点】

《調査概要》



- ・ 浸透水質 : 1 地点（浸透水揚水ピット）
- ・ 発生ガス : 7 地点（●観測井戸）
- ・ 内部温度 : 7 地点（●観測井戸）
4 地点（○通気管）
- ・ 地表面の変化 : 15 地点（測量）

【地元自治会との協定＜一部抜粋＞】

5 甲（滋賀県）は、旧 R D 最終処分場のモニタリングについて、浸透水水質については安定型処分場廃止基準を、地下水の水質については地下水環境基準を、それぞれ安定して下回っていることが確認できるまでの間、継続して実施する。

(3) 水処理施設の運転、構造物の維持管理

旧処分場の安定化に向け、場内浸透水の水質の状況を注視しつつ、水処理（場内浸透水の揚水浄化）を継続する。近年は水質が安定していることから、活性炭吸着処理および砂ろ過処理の停止、凝集沈殿処理における凝集剤等の使用中止を順次実施し、効率化を図っている。

また、対策の効果を今後も持続させるため、定期的に点検を行って遮水工や覆土等の機能を監

視するとともに、維持管理を継続して実施する。

(4) 行政代執行費用の求償

行政代執行については産廃特措法事業の完了（生活環境保全上の支障等が除去され、R D社等に発出した措置命令の内容が完了したこと）をもって終了。

一連の行政代執行に要した費用については、R D社、同社元代表取締役および同社元役員2名に対し、総額 8,341,583,057 円の納付命令を発出し、差押え等により令和7年12月末までに52,131,695 円を回収した。引き続き粘り強く財産調査や納付指導を行い、収納の促進に努める。

(5) 再発防止策の実施、アーカイブの作成

R D問題については、学識経験者による行政対応検証委員会の報告書において、住民の苦情等への対応や指導監督権限の行使等について、県の組織としての対応や県と地元との連携を密にした対応が不十分であったと指摘された。

こうした指摘を受けて、産業廃棄物処理施設への監視指導や不法投棄等への対策を強化し、同様の事案の再発防止に努めるとともに、本事案から得た教訓を後世に生かしていくため、連絡協議会を主体として、本年度末の完成に向けてアーカイブの作成を進めている。

構成	内容
総括編	R D問題の経過や教訓について取りまとめる
対策編	旧処分場内の廃棄物および対策工事について取りまとめる（廃棄物編・工事編）

(6) 跡地利用の検討

旧処分場跡地（平成26年度県有地化）の利用に向け、令和3年度に周辺自治会、県、栗東市で構成する旧R D最終処分場跡地利用協議会を設置し、跡地利用の課題の整理や先行事例等の情報共有を行っている。今後、対策工事の有効性を確認した後、安全性を確保したうえで、住民や栗東市等の意見をいただきながら、一定の時期に県として跡地利用案を提示する予定。

なお、最終処分場の跡地については、法令や構造上の観点から一定の制限がかかるため、一般的には、多目的広場や運動施設、太陽光発電所などに利用されるケースが多い。

